

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月12日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03713

研究課題名(和文) 純社会支出に焦点を当てた社会保障供給体制の政治経済学的分析

研究課題名(英文) Political-Economy Analysis on the System of Social Protection Provision with Focus on the Net Social Expenditure

研究代表者

小西 秀樹 (Konishi, Hideki)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：50225471

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、OECDが公開している純社会支出のデータを用いて、社会保障システムの再分配効果について再検討を行った。社会保障システムの再分配効果に関する従来の推計では粗社会支出が用いられてきたが、本研究では政府による社会保障給付への所得課税、租税特別措置などを通じた租税支出、民間ベースでの私的社会保障給付の供給義務づけなどを考慮した、純社会支出に焦点を当てている。動学的パネル分析の結果、私的社会保障給付の割合が大きい国ほど社会保障システムの再分配効果が小さく、アメリカなどのいわゆる「隠れた福祉国家」では社会保障システムは統計的に有意な再分配効果がないことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的には、これまでほとんど注目されてこなかった純社会支出概念を用いて社会保障システムの再分配効果を、本格的な計量分析によって計測し、いわゆる「隠れた福祉国家」では社会保障制度に再分配効果がほとんど認められないことを明らかにした点に意義がある。社会的には、これからの日本のように高齢化にしたがって民間ベースでの社会保障給付の供給が重要性を増す社会では、分配不平等の抑制という観点からは所得税や消費税を通じた再分配の強化が必要になるということを示した点に意義がある。

研究成果の概要(英文)：This project reexamined the redistributive effects of social protection systems in OECD countries, using the dataset of the net social expenditures. While the traditional studies use the gross social expenditures as a measure of the size of social protection, this study instead employs the net social expenditures, which incorporate taxes and subsidies on social benefits as well as private social expenditures provided by corporations, voluntarily or compulsorily, to their employees. Our dynamic panel analysis reveals that the redistributive impact of a social protection system decreases as the share of private social expenditures in its total social expenditures increases, and the social protection systems of the so-called "hidden welfare states" such as the USA has only a redistributive impact that is statistically insignificant.

研究分野：財政学，政治経済学，公共経済学

キーワード：純社会支出 社会保障システム 再分配効果 隠れた福祉国家

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

アメリカ合衆国は「隠れた福祉国家」だと言われている（C.Howard, *The Hidden Welfare State*, 1999年）。確かに一般政府の社会保障支出を対GDP比で比較した場合、アメリカの16.2%はOECD諸国内で第23位であり、28.4%のフランスや27.3%のスウェーデンなどとは対照的な低福祉国家になっているというのが標準的な見方である（2007年、出所：OECD Social Expenditure Database）。しかし、社会保障サービスの供給は何も政府が予算から直接給付するものだけに限定されるわけではない。アメリカの場合、従業員のために年金保険や医療保険を提供する義務を企業に対して課したり、それに対する税負担の軽減措置を講じたりすることによって、民間部門を通じた社会保障サービスの確保が促されている。日本でも、個人年金や企業年金に対する租税特別措置によって、租税支出(tax expenditures)が政府による直接的な社会保障給付とは別に、個人の老後保障の確保に一役買っている。逆に、高福祉国家と知られる北欧諸国では、いったん政府が給付した年金所得などが個人の課税ベースに算入される結果として一部が再び税金として政府に還流する税制が採用されているし、また高率の付加価値税によって給付の一部が回収されるという形で実質的な給付水準の調整が行われている。

OECDのW.Ademaを中心とする一連の研究で提唱された「純社会支出」(Net Social Expenditures)の概念は、標準的な見方とは異なり、政府が間接的に関わる民間部門での社会保障サービスの提供、租税支出によるサービス確保へのサポート、および公的給付への課税による給付調整を考慮して社会保障サービスの規模を捉え直そうという考え方である（たとえば、W.Adema他, "Is European Welfare State Really More Expensive?" OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No.124）。純社会支出の対GDP比で見れば、意外なことに、アメリカにおける社会保障サービスの給付水準は対GDP比で25.6%となり、OECD諸国内では第5位に躍り出る。一方、スウェーデンやデンマークなどの北欧諸国は軒並み順位を下げることになる（データの出所は前掲と同じ）。

近年、人口構造の高齢化や国際的な企業間競争の激化といった社会経済環境の変化に伴って、再分配政策とくに社会保障サービスの供給体制における官民の役割分担(public-private mix)が強調されるようになってきた。日本でも公的年金財政が厳しさを増す中、確定拠出年金のような企業年金や個人年金の充実によって公的給付を補完する必要がクローズアップされているし、医療保険や介護保険においても、公的サービスの適正化、家族によるサービス供給能力の低下を反映して、民間保険で付加的なサービスを確保する動きが強まっている。

とはいえ、社会保障サービスの供給における官民の役割分担は、公的なサービスが削減された結果、個人が市場を通じた保障の確保に向かうというような単純なものではない。上に述べたように、政府は直接的なサービス供給の担い手としては一部後退するものの、個人が補完的に私的サービスを確保できるように様々な措置を講じ、間接的に社会保障サービスの充実に手を貸しているのである。具体的に2007年の純社会支出で見たとき、社会保障サービスの供給体制において民間部門を相対的に大きく活用しているOECD加盟国はアメリカ以外にも、ドイツ、イギリス、オランダ、カナダ、日本、オーストラリア、アイスランドがあげられる。一方、課税措置による給付水準の調整が著しい国には前述のスウェーデン、デンマークの他、フィンランド、スペイン、ノルウェー、ルクセンブルグ、ポーランドなどが含まれる。

2. 研究の目的

福祉国家の規模に関わる従来の研究は、一般政府による直接的な社会保障支出を表す「粗社会支出」(Gross Social Expenditure)を対象として行われてきた。本研究は純社会支出を分析対象とすることで、社会保障サービスの給付体制のあり方について新たな知見を得ることを目的とする。とくに焦点を当てるのは、社会保障サービスを官民で分担して供給するとき、全体としての再分配効果にどのような変化が起きるかという点である。

3. 研究の方法

先に紹介した OECD の純社会支出データを用いた社会保障の再分配効果に関する実証は、限られた政治学者 (F.Castles and H.Obinger, *Social Expenditure and the Politics of Redistribution*, *Journal of European Social Policy*, 2007)によるもの以外にほとんど本格的な計量経済学的分析の対象とされていない。彼らの研究も 2001 年だけのデータを使った単純なクロスセクション分析であり、サンプルサイズも限られており頑健性は疑わしい。本研究では現在 1990 年から 2014 年までのデータを用いたパネル分析を行い、社会保障供給における官民分担率、人口構造の高齢化や社会経済のグローバル化の進展が所得再分配に与えた影響を数量的に把握する。

とくに注目するのは社会保障供給における官民分担率の再分配効果である。現在の日本の財政状況を考えると、今後の社会保障供給体制は企業や市場を通じた供給の役割が重要になるであろう。その際、所得再分配がどのような影響を受けるのか明らかにするのは、政策的にも重要な意義がある。

実証方法について、いくつかテクニカルな考慮が必要である。第一に、所得税や消費税の影響を差し引いたネットの給付で社会保障サービスの供給量を図るため、それを経済全体の規模との比較で見ると、通常の市場価格表示の GDP ではなく、要素費用表示の GDP を用いる必要がある。第二に、民間ベースで社会保障サービスが供給される場合、社会保険料支払いはデータ上、貯蓄として扱われる一方、政府が社会保障サービスを供給する場合にはそれは税として扱われる。その結果、各家計が同じ社会保険料を支払っても、前者の方が Gini 係数(およびその他の不平等指数)が高く計測されてしまう。回帰式においてこのバイアスをコントロールする必要がある。第三に、逆因果関係の問題がある。すなわち、所得分配が不平等な国ほど、再分配効果の小さい社会保障制度が政治的に選択される可能性がある。この問題は本来ならば適切な操作変数を用いて処理すべきだが、本研究では 1 期前の所得分配指数を説明変数に加えた動学的パネル分析によって対応する。

4. 研究成果

まずは OECD の社会支出データベースを利用して、純社会支出、Gini 係数、高齢化率などのパネルデータを構築した。純社会支出のデータは蓄積が浅い一方、Gini 係数は 5 年ごとにしか利用可能でないため、データは unbalanced である上に、サンプルサイズがかなり制限されている点は注意を要する。

動学パネル分析は次の式を Arellano and Bond が提案した方法 (Arellano, M. and Bond, S.R., *Some test of specification for panel data: Monte Carlo evidence and an application to employment equations*, *Review of Economic Studies*, 1991)によって推計した。

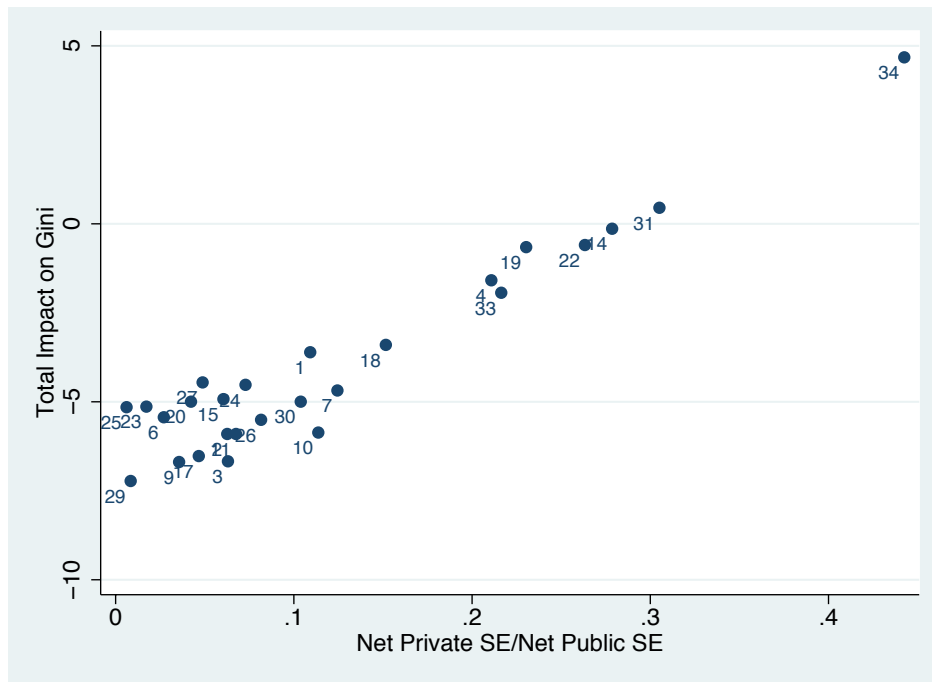
$$INEQ_{it} = \alpha INEQ_{i,t-1} + \beta_1 NetTotal_{it} + \beta_2 PrivPubRatio_{it} + \beta_3 (NetTotal \times PrivPubRatio)_{it} + X_{it}'\gamma + \mu_i + \mu_t + \varepsilon_{it}$$

ここで $INEQ_{it}$ は*i*国*t*期における所得分配の不平等度、 $NetTotal_{it}$ は官民による供給を合計した純社会支出の総額、 $PrivPubRatio_{it}$ は私的純社会支出と公的純社会支出の比（すなわち、官民分担率）、 X_{it} は高齢化率、失業率、従属人口比率などのコントロール変数ベクトルである。また、 μ_i 、 μ_t はそれぞれ国別の固定効果および時間固定効果、 ε_{it} は誤差項を表している。

上の回帰式の右辺第1項は前述した逆因果関係を処理するために導入されており、第3項は社会保険料支払いの取り扱いに起因する不平等指数へのバイアスをコントロールするために加えている。この分析において特に関心があるのは第2項と第4項である。第4項は第2項と第3項の交差項になっている。その意味するところは、純社会支出の総額が増えたときに不平等指数に与える限界効果は民間ベースの供給比率（ $PrivPubRatio_{it}$ ）に依存しており、仮に $\beta_3 > 0$ だとすれば、民間ベースの供給比率が高いほど社会保障制度が分配不平等を是正する効果は小さくなることを意味する。

本研究では不平等指数として、Gini 係数、上位下位 10%および 20%の所得比を用いる。Gini 係数を用いた中でもっとも信頼性が高いと考えられる計測結果にしたがえば、係数の推計値は $\hat{\beta}_1 = -0.2840$ 、 $\hat{\beta}_3 = 0.9964$ であり、それぞれ 5%水準で有意な結果になっている。

この推計値を用いて各国別に社会保障制度の再分配効果（すなわち、上式の第2項と第4項の和）を計測したのが次のグラフである。



上のグラフでは横軸に民間ベースの供給比率、縦軸には社会保障制度の再分配効果を図っている。プロットされた点の番号は国を表している。グラフの形状が右上がりになっているのは、社会保障サービスの供給が民間ベースで行われている国ほど、その制度が不平等を是正する効果が小さいことを表している。具体的な国名は 1. Australia, 2.

Austria, 3. Belgium, 4. Canada, 6. Czech Republic, 7. Denmark, 9. Finland, 10. France, 11. Germany, 14. Iceland, 15. Ireland, 17. Italy, 18. Japan, 19. Korea, 20. Luxembourg, 22. Netherlands, 23. New Zealand, 24. Norway, 25. Poland, 26. Portugal, 27. Slovak Republic, 29. Spain, 30. Sweden, 31. Switzerland, 33.

United Kingdom, 34. United States である。グラフから明らかなように、アメリカ、スイス、アイスランドといった国では社会保障制度は再分配効果を持たないか、あるいはむしろ不平等を助長している結果が計測されている。ただし再分配効果の信頼区間を見ると、10%水準で7のデンマークより右側に位置する国の推計値はゼロと有意に異ならない。したがって社会保障制度が不平等を助長しているとまではいえないが、日本を含め、純社会支出でみた民間によるサービス供給が公的供給の12%を上回る国では社会保障制度の再分配効果はほとんどないといえそうである。

この結果、今後日本において年金保険や医療保険の供給が政府から民間ベースに重点を移さざるを得ないとすれば、それによる分配不平等の拡大に対処する政策、たとえば所得課税の強化が同時に必要になるといえよう。

なお本研究は日本大学の宮里尚三教授との共著論文 *Distributive Impacts of Social Protection Systems in OECD Countries: Public-Private Mix and the Hidden Welfare States*, *WINPEC Working Paper Series*, No.E1804 (2018) にまとめられ、国際査読誌に投稿中である。また本年8月21日からイギリスのグラスゴーで開催される国際財政学会でも口頭発表に採択されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 (計 0 件)

〔学会発表〕 (計 4 件)

Hideki Konishi, *Redistribution in an ageing society*, Asian Development Bank Conference, アジア開発銀行, 2017年3月28日, 招待講演.

Hideki Konishi, *Political Economy of Fiscal Policy under Demographic Changes: Public Pension, Social Security Financing, and the Role of the Private Sector*, Tokyo Fiscal Forum 2017, 2017年6月5日, 招待講演.

Hideki Konishi, *Private Social Expenditure and Income Redistribution in OECD countries*, Workshop in Industrial Organization and Corporate Welfare, University of California, Irvine, March 9, 2018.

Hideki Konishi and Naomi Miyazato, *Distributive Impacts of Social Protection Systems in OECD Countries: Public-Private Mix and the Hidden Welfare States*, 東北大学経済学部, 現代経済学研究会, 2018年5月24日, 招待講演.

Hideki Konishi and Naomi Miyazato, *Distributive Impacts of Social Protection Systems in OECD Countries: Public-Private Mix and the Hidden Welfare States*, Waseda-Australia Conference on Political Economy, 2019年3月11日, 招待講演.

〔図書〕 (計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

○取得状況 (計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。